

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 5 月 2 3 日

福島県相双農林事務所長

工事（委託業務）番号	2 5－3 6 2 6 0－0 0 0 1
工事（委託業務）名	復興基盤総合整備 0 7 0 1 工事
質 問 事 項	
1. 入札公告の工事概要に、「区間整理工」と記載されているが、正しくは「区画整理工」ではないか。 2. 特記仕様書第 8 章 3(3)により、石礫の除去工法がトラクタ耕起・人力手拾いになっておりますが、建設業労務不足の今般、21.9ha もの面積を人力施工は困難と思われます。又、1 回のトラクタ耕起で表面に表れた石礫のみを除去しても、表面に表れない埋もれた石礫が残り、(4)に掲げている完全除去は困難と思われます。他の方法への変更は可能かご教示お願い致します。 3. 石礫除去の歩掛が、土地改良工事積算基準の標準歩掛を使用されていませんが、設計意図は、又、変更は可能かご教示お願い致します 4. 特記仕様書第 5 章 1 により、支線排水路の施工開始が 10 月以降と制限されており、又、上部工工事への引き渡しが 2 月であれば 1 月中での下部工の完了が必須であります。11 月～1 月を工事期間とすると、週休 2 日・年末年始休暇を加味しますと実働日 62 日しか確保出来ないため、仮設計画図その 1 のフロー図を参考に地盤強度試験等を付加すると、到底 1 月中の下部工完成は無理と思われます。上部工への引き渡し時期を遅らせることは可能かご教示お願い致します。 5. 支線道路第 25-1 号と支線道路 25 号の直角交差部の大型車通行の為の拡幅が、鉄板 1 枚の隅切り拡幅では通行困難であり、田面部までの張り出しが必要で田面（田区 49）の使用は可能でしょうか。又、拡幅部に集水桝が有り、通路高調整（防護）が必要であると思われます。変更は可能かご教示お願い致します。	

回 答 事 項
1. ご指摘のとおりです。入札公告を訂正します。
2. 施工条件に変更がある場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
3. 石礫除去の歩掛は、これまでの施工実績を踏まえて計上しておりますが、施工条件に変更がある場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
4. 上部工への引き渡し時期を遅らせることはできません。なお、特記仕様書第 5 章 1 では施工開始時期は制限しておりませんが、施工条件に変更がある場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
5. 支線道路第 25-1 号及び支線道路第 25 号の通行に支障がある場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。